

伊勢原市学校給食運営審議会会長 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人



学校給食費の額について（諮問）

このことについて、次のとおり学校給食費の額を定めたいので、伊勢原市学校給食運営審議会規則（令和 6 年伊勢原市教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定により諮問します。

1 諮問理由

本市の学校給食は、小学校においては自校方式で、中学校においては選択制デリバリー方式でそれぞれ実施しております。

学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 2 項の規定により学校給食費は保護者の負担とされていることから、現在、小学校においては月額 4, 2 5 0 円（牛乳代を含む。）、中学校においては 1 食当たり 2 8 0 円をそれぞれ御負担いただいております。

これまで学校給食費は、小学校においては各小学校の校長口座で、中学校においては電子システムで教育委員会がそれぞれ管理しております（私会計）が、令和 6 年伊勢原市議会 9 月定例会で伊勢原市学校給食費に関する条例（令和 6 年伊勢原市条例第 2 3 号）が制定され、令和 7 年 4 月 1 日から、小学校の学校給食費は、市の一般会計で管理すること（公会計化）となりました。

同条例第 3 条第 2 項の規定により学校給食費の額は規則で定めることとされており、この額を定めるに当たり諮問するものです。

なお、中学校給食の学校給食費は、引き続き電子システムで教育委員会が管理しますが、中学校における学校給食費の額についても合わせて貴会に御意見を伺うものです。

（事務担当は、学校教育課学校給食係）